

改正

平成27年12月18日告示第92号

令和2年4月28日告示第58号

令和7年3月28日告示第36号

山ノ内町空き家等再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家等家屋の再生及び有効活用による活力とにぎわいのある地域の形成を実施するため、商店街団体及び事業者等が実施する空き家等から店舗等への再生事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 山ノ内町内に存在する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗を除く。）

イ 3月以上居住又は事業が行われていない状態が現に継続しているもの

ウ 公衆用道路から自由に入ることができる建物

(2) 休眠スペース 現に事業が行われている前号アに規定する家屋の一面において、同号イ及びウに該当するもの

(3) 空き家等 空き家及び休眠スペースをいう。

(4) 商店街団体 次に掲げるものをいう。

ア 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合で組合員の20人以上が小売業又はサービス業に属する事業を営むもの

ウ おおむね10以上の店舗により形成されている商店街において、主として小売業又はサービス業に属する事業を営む者により組織され、当該商店街の環境整備改善等を図るための事業を行っている団体

エ 前アからウに掲げるもののほか、イ及びウと同等の活動をしている団体で、町長が特に認めたもの

(5) 事業者等 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 町内にて空き家等を活用し店舗等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者、社会通念上公序良俗に反する事業、宗教活動又は政治活動を目的とする事業、その他町長が適当でないと認める事業を除く。）を営もうとする個人又は法人、その他町長が特に必要と認めたもの

イ 現に町内に店舗等を有している事業者においては、空き家等を活用後も現に町内に有する店舗等において継続して事業を営む者又は町内に店舗等を有していない事業者

(6) 空き家等再生事業 町内の空き家等において商店街団体等が行うコミュニティ施設又は貸店舗を運営する事業及び事業者等が新規に店舗を営む事業をいう。

(7) コミュニティ施設 ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット、展示会場、休憩所の用に供する施設、その他地域の活性化に資すると町長が特に認めたものをいう。

- (8) 貸店舗 商店街構成に必要な業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、社会通念上公序良俗に反する事業、宗教活動又は政治活動を目的とする事業、その他町長が適当でないとする事業を除く。）として商店街団体が必要と認めたものが事業の用に供する空き家等をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次のいずれにも該当する商店街団体及び事業者等とする。

- (1) 営業計画期間が5年以上であること。
- (2) 当該空き家等を賃貸借する場合は賃貸借契約期間が5年以上であること。自己所有の場合は申請日以前1年以内に取得したものであること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 申請日以前5年以内に当補助金の交付を受けた者又はその関係者（申請者が個人の場合は3親等以内の親族及び生計を一にする者、法人の場合は代表者及び役員、社員等を含む。以下「関係者」という。）ではないこと。また、休眠スペースを改修する場合はその家屋の所有者又はその関係者でないこと。
- (5) 国や県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の規定に適合した事業を行うこと。また、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に適合した事業を行うために、交付申請前に管轄消防署へ空き家等を改修し店舗等にする旨を事前に相談すること。
- (7) 店舗であることが容易に確認できる看板等を店舗の外に設置すること。
- (8) 事業者等が自ら改修又は改修工事を行わないこと。
- (9) 申請者が個人の場合は、補助金の交付の日までに町内に在住していること。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象者	対象経費	補助額	備考
商店街団体	(1) 空き家等再生事業の用に供するための改修に要する経費（家屋又は土地の取得費及びそれに伴う移転補償に要する経費を除く。）	対象経費の4分の3以内とする。ただし、空き家を活用する場合は150万円、休眠スペースを活用する場合は90万円を、それぞれ限度とする。なお、山ノ内町外の事業者にて改修又は改修工事を行う場合は、対象経費の5分の3以内とする。	補助は一の空き家等について1回限りとする。
	(2) 空き家等再生事業（休眠スペースに係るものを除く）の用に供	改修事業の完了日の属する翌年度を1年目とし、補助率は3分の2以内の額。（ただ	補助は一の空き家について1回限りとする。

	するための家屋の賃借に要する経費（権利金、敷金等に要する経費を除く。）	し、年額60万円を限度とする。）2年目は2分の1以内の額。（ただし、年額45万円を限度とする。）3年目は3分の1以内の額。（ただし、年額30万円を限度とする。）	自己所有の場合は交付しない。
事業者等	(1) 空き家等再生事業の用に供するための改修に要する経費（家屋又は土地の取得費及びそれに伴う移転補償に要する経費を除く。）	対象経費の10分の4以内とする。ただし、空き家を活用する場合は150万円、休眠スペースを活用する場合は90万円を、それぞれ限度とする。なお、山ノ内町外の事業者にて改修又は改修工事を行う場合は、対象経費の10分の3以内とする。	補助は一事業者等につき1回限りとする。
	(2) 空き家等再生事業（休眠スペースに係るものを除く）の用に供するための家屋の賃借に要する経費（権利金、敷金等に要する経費を除く。）	改修事業の完了日の属する翌年度を1年目とし、補助率は3分の2以内の額。（ただし、年額60万円を限度とする。）2年目は2分の1以内の額。（ただし、年額45万円を限度とする。）3年目は3分の1以内の額。（ただし、年額30万円を限度とする。）	補助は一事業者等につき1回限りとする。 自己所有の場合は交付しない。

（補助金交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山ノ内町空き家等再生事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家等に係る賃貸借契約書の写し又は空き家の所有を証明する書類の写し
- (2) 空き家等の位置図
- (3) 空き家等の現況写真
- (4) 空き家等の改修に係る図面及び見積書
- (5) 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- (6) 商店街団体においては、構成員名簿及び定款、規約その他これらに類するもの
- (7) コミュニティ施設等の運営を行う場合には、その管理運営規則
- (8) 事業者等においては、納税の状況を証明する書類
- (9) 空き家等再生に関する誓約書（様式第2号）
- (10) その他町長が特に必要と認めたもの

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じ現地調査を行なうとともに山ノ内町商工会に対して山ノ内町空き家等再生事業補助金に係る意見及び確認書（様式第3号）により意見を徴収し、事業内容に係る以下の項目の確認を求めるものとするが、改修に要する経費を補助対象としない場合は意見のみ徴収する。

- （1） 地域の資源を活用した地域密着型の事業であること。
- （2） 地域課題への対応に資する事業であること。
- （3） 補助対象経費の一部を、地域金融機関や日本政策金融公庫等の金融機関からの融資又は地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等により調達すること。
- （4） 新規事業であること。

2 前項の規定により審査した結果、要件に適合していると認めたときは、山ノ内町空き家等再生事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第5条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、速やかに山ノ内町空き家等再生事業変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、山ノ内町空き家等再生事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに山ノ内町空き家等再生事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 経費の支払いを証する書類の写し
- （2） 改修工事完了時の写真（改修前と改修後がわかるもの）
- （3） その他町長が特に必要と認めたもの

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金交付の額を確定し、山ノ内町空き家等再生事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第10条 前条の確定通知書を受けた補助対象者は、補助金の支払いを受けようとするときは、山ノ内町空き家等再生事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定の取消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- （1） 補助金の交付の日から5年未満で店舗営業を中止したとき。
- （2） この要綱の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- （3） 特別の事情により事業の実施が不可能となったとき。
- （4） 申請者が個人の場合、補助金の交付の日から5年未満で転出したとき。
- （5） その他町長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、補助対象者が提出した書類に偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部を取消し、交付額の全額を返還するよう

命ずることができるものとする。

- 3 町長は、交付決定を取り消したときは、山ノ内町空き家等再生事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、同条第1項の規定により取り消した場合は経過年数により別表に定める金額を、同条第2項の規定により全部を取り消した場合は全額を、山ノ内町空き家等再生事業補助金返還命令書（様式第11号）により、その全部又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
（山ノ内町空き店舗活用事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 山ノ内町空き店舗活用事業補助金交付要綱（平成18年山ノ内町要綱第6号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行の際、現に山ノ内町空き店舗活用事業補助金交付要綱によって交付決定を受けていたものは、この要綱によって交付決定されたものとみなす。

附 則（平成27年12月18日告示第92号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月28日告示第58号）

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和7年3月●日告示第●号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

補助金交付の日からの経過年数	補助金の返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%